

15、キャリア形成促進助成金 P357

=====

2011年11月24日 キャリア形成促進助成金（有期実習型訓練の訓練期間）の見直し

P366 14～15行目「～以下であること」以降 以下の文章を付け足し

⇒「～以下であること（有期実習型訓練をトライアル雇用と併用する場合は、訓練期間が3ヶ月となります。）」

2011年11月24日 被災地の復興につながる人材育成のために、キャリア形成促進助成金の特例措置を設けます。

P379 5行目以降 以下の文章を付け足し

キャリア形成助成金の震災特例

以下の3つの要件を満たせば、震災特例で引き上げた助成率が適用されます。

- 1、災害救助法適用の被災地の大企業又は中小事業主または、被災地以外で影響を受ける中小事業主
- 2、震災、風評被害、急激な円高などの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、生産量または売上高が減少したこと（下記aまたはbに該当すること）
 - a 1か月間の売上高、生産量等（以下「生産指標」）がその直前の1か月または前年同月と比べ5%以上減少する見込みである
 - b 生産指標の最近3か月間の値が3年前同期に比べ15%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字である（平成23年12月13日までに訓練を開始する場合に限る）
- 3、現在の事業分野以外の新たな事業展開を行うため、従業員に平成23年11月24日以降に職業訓練を行うこと

助成率が下記のように上がり、大企業でも受けられる場合が生じます。

被災地の中小事業主

正規労働者のOFF-JT 3分の1 ⇒ 2分の1

非正規労働者のOFF-JT 2分の1 ⇒ 3分の2

自主的な職業能力開発 2分の1 ⇒ 3分の2

被災地の大企業事業主

正規労働者のOFF-JT なし ⇒ 3分の1

非正規労働者のOFF-JT 3分の1 ⇒ 2分の1

自主的な職業能力開発 なし ⇒ 3分の1

被災地以外の中小事業主

正規労働者のOFF-JT 3分の1 ⇒ 2分の1

非正規労働者のOFF-JT 2分の1 ⇒ 3分の2

自主的な職業能力開発 2分の1 ⇒ 3分の2

=====
2011年12月15日 キャリア形成促進助成金の新しい申請様式・添付書類が発表されました。

以下の書類を削除

P380～413

以下の書類を挿入

1 年間職業能力開発計画期間の始期が平成23年10月1日以降の場合

(1) 訓練等支援給付金

キャリア形成促進助成金訓練実施計画届(訓練実施計画変更届) PDF 12月15日追加

(2) 参考様式(年間職業能力開発計画) PDF 12月15日追加

2 年間職業能力開発計画期間の始期が平成23年4月1日以降9月30日以前の場合

【旧独立行政法人雇用・能力開発機構から訓練実施計画届受理通知書を受けている事業主用】

○訓練等支援給付金

キャリア形成促進助成金訓練実施計画変更届 PDF

3 年間職業能力開発計画期間の始期が平成23年3月31日以前(対象認定実習併用職業訓練は平成23年3月31日以前に訓練が開始されたものに限る。)の場合

【旧独立行政法人雇用・能力開発機構から受給資格認定通知書を受けている事業主用】

(1) 訓練等支援給付金及び職業能力評価推進給付金

キャリア形成促進助成金受給資格認定変更申請書 PDF

4 対象有期実習型訓練のうち平成23年3月31日以前に訓練が開始された場合の申請書

【旧独立行政法人雇用・能力開発機構から受給資格認定通知書を受けている事業主用】

PDF

II 支給申請を行う場合 1 訓練実施期間の始期が平成23年10月1日以降の場合

(1) 訓練等支援給付金

キャリア形成促進助成金支給申請書 PDF

(2) 参考様式(訓練等実施・出席状況報告書、訓練日誌) PDF 12月15日追加

2 訓練実施期間の始期が平成23年4月1日以降9月30日以前の場合

○訓練等支援給付金

キャリア形成促進助成金支給申請書 PDF 12月15日追加

3 訓練実施期間の始期が平成23年3月31日以前の場合

○訓練等支援給付金及び職業能力評価推進給付金

キャリア形成促進助成金支給申請書 PDF 12月15日追加

III チェックリスト

○ 訓練等支援給付金

キャリア形成促進助成金訓練実施計画届チェックリスト PDF 12月15日追加

キャリア形成促進助成金支給申請書類チェックリスト PDF 12月15日追加

16、実習試行雇用奨励金・正規雇用奨励金 P340

=====

2011年4月1日までさかのぼりで実習試行雇用奨励金・正規雇用奨励金の支給要件が緩和されました。

被災地であれば、基金訓練終了者以外の方でも、受給可能です。

P345 5行目以降

次の内容を追加

基金訓練修了者以外は以下の方が対象になります。

- ①上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に平成 23 年 3 月 11 日時点において居住していた方
- ②上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に所在する事業所に雇用されていた方で、当該事業所が東日本大震災等による被害により事業が休止・廃止したために離職を余儀なくされた方

=====

2011 年 12 月 15 日 正規雇用奨励金を被災地に限って拡充します。

P341 一番下に以下の文章を追加

被災地の障害者にかかる実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金の拡充

実習型雇用支援事業の対象となる被災地の障害者について、被災地での企業の実習期間終了後に正規雇入れをした場合の「正規雇用奨励金」を拡充します（支給回数を 3 回に増やし、計 150 万円支給）

以上